

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)～(5) 省略                      (6) 野犬 飼い犬以外の犬(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第8項に規定する狩猟鳥獣であるノイヌを除く。)をいう。                      (7)～(9) 省略</p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)～(5) 省略                      (6) 野犬 飼い犬以外の犬(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第7項に規定する狩猟鳥獣であるノイヌを除く。)をいう。                      (7)～(9) 省略</p>